

令和5年度福島県立図書館協議会会議録

- 日 時 令和5年8月31日（木）
13時30分～15時00分
- 場 所 福島県立図書館 3階 第1研修室
- 出席委員 井 實 充 史
岩 本 夏 海
菅 野 隆 一
佐 藤 美千代
三 瓶 千香子
高 橋 明 子
高 橋 正 人
中 村 充 幸
星 野 亜 希
渡 部 育 夫
- 教育庁社会教育課 主幹兼副課長 佐 藤 浩 幸
主任主査 尾 形 勉
主 事 熊 田 愛 弓
- 県立図書館 館 長 石 本 仁
副館長 佐 藤 尚 美
企画管理部長 古 川 純 子
資料情報サービス部長 鈴 木 史 穂
企画管理部 主任主査 渡 部 智
企画管理部 専門司書 加 藤 麻依子
資料情報サービス部 一般資料チーム 専門司書 橋 本 栄理子
〃 地域資料チーム 主任司書 梅 津 直 美
〃 児童資料チーム 主任司書 田 中 信 乃
〃 逐次刊行資料チーム 主任司書 鈴 木 知 基

1 開 会

企画管理部長の進行により定刻どおり開会した。

2 館長あいさつ

（略）

図書館・社会教育課職員紹介

（略）

新任委員報告（中村委員の自己紹介）

（略）

3 議 事

議長は、福島県立図書館協議会に関する条例（以下「協議会条例」）及び慣例により、井實会

長にお願いした。

議長が、協議会条例第5条第2項の規定により、会議は委員の過半数の出席が成立要件であり、委員10名全員が出席されていることから、会議は有効に成立していることを報告した。

(1) 副会長の選出

議長が協議会条例第4条第1項の規定により、「協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める」とされていることを告げ意見を求めたところ、事務局案の提示を求める意見があり、「異議なし」を確認し、事務局案を求めた。

事務局の佐藤副館長から「副会長は中村充幸委員としてはどうか」との提案があり、議長が意見を求めたところ、「異議なし」を確認し、中村委員を副会長に選出した。

(2) 議事録署名人の選出

議長が、議事録署名人の選出については議長指名でよいか諮り、「異議なし」を確認し、三瓶委員及び佐藤委員を選出した。

(3) 報告事項

令和4年度の図書館利用実績について

井實議長 事務局から説明をお願いする。

資料情報部長 (資料1に基づき説明した。) (略)

井實議長 事務局から説明があったが、皆さんから質問やご意見はあるか。

高橋正人委員 図表6は、私もとても大切なレファレンスの部分だと思っているが、個人情報の関係もあり、先ほども高齢者という説明があったが、レファレンス利用者の年代層が分かれればというのが一つと、検索あるいはレファレンスというのは、限られたリピーターの方なのか、それともほぼ平準化しているのか、データがあれば、お教えいただきたい。

資料情報部長 年齢層については、今提示できるものはない。特に年齢を確認してレファレンスしているわけではない。最近は、高齢者も多く来館するので、話を聴き取りしながら丁寧に対応している。若い方はもちろん、子どもからの問合せもあるし、リピーターもいる。

また、なかなか図書館に来館できない方で、電話で何度も問合せしてくださる方もいる。

岩本委員 本日配付された資料の令和5年度統計(4月～7月)のグラフの見方について、補足説明をお願いしたい。令和4年度の6月は、グラフ上ゼロだが、こちらは本当に「ゼロ」と理解してよいか。

資料情報部長 令和4年度の6月(黄色の線)は、災害復旧工事のため休館していた時期なので実績がなかった期間になる。

岩本委員 この資料は公開されると思うが、休館中のため実績はゼロになるのはもちろん承知しているが、ブランクでもいいのかとも思うので、統計処理の正しいルールというか、もう少し工夫があつてもいいかと思う。

高橋明子委員 参考資料のグラフを見て感じたことだが、入館者数は、ピーク時の令和元年よりは減っているということで、そのほか非来館サービスが、その頃から比べると、取組方が大分違ってきたと思うが、貸出件数が、その割に伸びていないのではないかと思っている。しかし、受取館指定サービスなども含めると、今年度の感触としては、利用増が見込める

と考えているか。

資料情報部長 そのように考えているが、なおPRに努めたい。遠隔地にお住まいの方に御利用いただけだと便利なサービスだと思われる所以、それらの方々へのPR、広報が課題だと考えている。

高橋明子委員 以前と比べて、非来館サービスを充実させているという面から、この入館者数は、前と同じ基準で見なくてもいいのではないかと感じたので、数字の示し方も工夫すると分かりやすいと思う。

渡部委員 今年度に入って来館者数が増加傾向にある要因を伺いたい。コロナの5類移行あるいは今年度、建物内にオープンした飲食店の効果が感じられる部分があるのかどうか。

資料情報部長 客観的な数字はないが、飲食店の影響もあるかとは思う。ただ、夏休みの時期の状況をみると、利用者が戻ってきており、利用者が増えていると感じている。コロナが(感染症法上の)5類になって、座席も増やしたこと、図書館で調べ物をする方が増えてきたと思う。

(4) 協議事項

「福島県立図書館アクションプラン（第4次）」に係る令和4年度実績について

井實議長 事務局から説明をお願いする。

企画管理部長 (資料2に基づき説明した) (略)

井實議長 事務局から説明があったが、皆さんから質問やご意見はあるか。

中村委員 電子書籍サービスを導入している他の自治体では、どんな形で導入しているのか参考までに伺いたい。

資料情報部長 県内で導入している自治体は、郡山市、伊達市、いわき市、須賀川市、福島市の5市が導入している。コンテンツ数はそれぞれである。自治体によっては生徒にIDを配付して、各生徒がそれぞれ見ることができるようになっているところもあるようだ。ちなみに、都道府県立図書館の導入状況は、現在47都道府県中22県となっている。電子書籍ということで、購入する電子書籍ではなくて自館で地域資料をデジタル化して、それを電子書籍としている館があり、そちらを含めると23県になる。

三瓶委員 電子書籍サービスについて少し伺いたい。今、県内5市、あとは全国だと22県ということだが、この導入に当たって、事業方針策定まで至っていない。その課題は何か。何が心配で、何がブレーキになっているのか。逆に言うと、県内の5市はなぜ導入できているのか。小規模自治体と県立図書館としての役割の違いも含めて、なかなか進まない課題を教えていただきたい。

資料情報部長 電子書籍については、図書館における新たな情報提供サービスの形態と考えている。電子書籍が持つ非来館型、そして、利用時間に制限されることのない利用形態など、その有効性を踏まえたサービスの展開には、当館でも期待している。しかし、新刊のコンテンツが提供されにくいくこと、価格が紙媒体より割高なことなど、検討すべき課題もある。そのため、他館の導入状況や、公共図書館向けの電子書籍の提供状況などについて情報収集をしながら、導入に向けた準備を進めていきたい。

副館長 補足説明する。なぜ市町村でできているのに県ではなかなか導入に踏み切れないのか。全国の都道府県でも大分導入が進んでいるのに福島県は少し遅れているのではないか。そ

こにはどんな課題があるのかといった質問だと思うが、例えば、先ほどの質問にあった小規模自治体と県との違いで言えば、根本的に役割が違うと思っている。市町村での導入例を見ると、それぞれ少し差はあるが、読みやすい小説や市町村の住民が利用しやすい資料を入れるという事例が多くなっている。それは、ある意味選択しやすいサービスだと思うが、一方で県立図書館は、市町村立図書館とは役割が違い、資料の収集方針においても、市町村が収集しづらい専門的なものや高額な資料を集めているため、提供するサービスは電子書籍の面でも違ってくると思っている。また、サービスの対象も、広く県民一般になるため、サービスの対象の違いからも選択肢が異なるため、その部分で少し悩んでいる。図書館が設置されていない町村の住民にどのように資料を届けるかという課題も、電子書籍とは関係なくあるので、そのような諸々の現状や、県立図書館としての役割、サービスの在り方を考え、検討に時間を要している面がある。それが現状であり、なかなか実現には至っていないが、全国的な状況も踏まえ、皆様からの御意見を伺いながら、鋭意、検討を進めてまいりたい。

高橋正人委員 今のデジタル関係の話題にも少し関係するが、見開きのアクションプラン（第4次）概要にも赤の星印で、目標2の下に電子書籍導入の検討とサポートセット等、あるいは電子書籍導入については目標1の下にもあるが、今、説明にもあったが、郡山市は小学校と中学校、ともにID・パスワードでという形で動いているが、その中身に関してはまだまだという感じを持っている。

やはり、県立図書館としてタイトルにあるように、「知の拠点」のこの「知」という部分をもう少し深掘りしていくことによって、県立ならではのデジタルアーカイブをという形で差別化区別化あるいは峻別していく必要があると思う。郡山市も、伊達市も、福島市もやっている同じものを、しかも費用がかからなければまた別だが、ある意味で一定のレベルとなれば、県全体の予算規模もあるため、この知の拠点という言葉にたち返つていった時にその知の在り方の部分にも少し関係していけばいいと思う。

あと二つ質問がある。

まず、資料の10ページで、東日本大震災復興ライブラリー。これは震災の直後も非常に感銘を受けた。県立図書館の真摯な動きを心にとどめている。あれほど酷い状況の中でも職員が頑張っていたのが、今でも、入り口のあたりから目に浮かぶようだ。子どもたちも、授業カリキュラムの中での開発等にもつながっていくことができればと思う。ただ享受するだけではなく、県立図書館とともにカリキュラムをつくると現場サイドとのコラボレーションを少し意識していくと、この図書館がこのライブラリーがより充実すると思う。併せて、伝承館にも子どもたちがよく行くと思うが、いわゆる『災害学』、あるいは『防災学』の拠点としての福島県立図書館、もちろん井實先生がいらっしゃる福島大学も図書館が充実しているが、そういう意味では県立図書館ならではのという部分もあわせて、長崎・広島等とサテライト的な形で、単なる東日本大震災だけではなく、明日は関東大震災から100年になるということもあり、震災国である日本あるいは別な、様々な環境の中で言うと、長崎・広島との広い意味で災害関係のことを考えるのも一つではないかと思う。

最後に、5ページの真ん中、知的好奇心に応えるための読書環境整備、これも非常にいいことだと思う。テーマを設定したミニ展示、そこに先ほどのトップにある知の拠点ということを考えたときに、いわゆる、知の在り方そのものを、先ほど深堀りと言ったが、例

えば触る図書館、あるいは耳で聞く身体性、あるいは音、交響、あるいは音響、あるいは空間性、色彩、何か図書館自体が知的好奇心に子どもたちをとりこにするような、そういう試みなども知の拠点としての意味合いを広くかつ深く考えることで、いろいろ独自のものが見えてくるのではないかと思うし、いろいろな図書館であったり触る図書館であったり、一種、知のパラダイム、これを意識して変えていくことも、今後もう少しプラスになると思う。ただ、予算も伴うことだとは承知している。

館長 貴重な御意見に感謝申し上げる。また、これから県立図書館の、知の拠点としての在り方に対する御意見ということで承った。委員の皆様から色々アイデア等をいただきながら、図書館としてどういうことができるか検討してまいりたい。

佐藤委員 電子図書館の導入に向けた検討の話題に少し戻るが、私達の自治体の図書館でも、県立図書館にどのような電子書籍を希望するかというアンケートを取られたことがあった。市町村立図書館の中でも規模の大きい福島市や郡山市などの図書館は、どんどん電子書籍を作っていると思うが、小さい図書館は県の動向や電子書籍を入れたことによってどういう反響があるのかを見てから自分の自治体に入れようと様子を見ているところがある。そのため、自治体のアンケート結果、県内の図書館が、どのような電子書籍の在り方を思っているのか、少し教えていただきたい。

あと、もう一点、先ほどの高橋正人委員の意見にちょっと付属して、復興ライブラリーの運営について、児童書や絵本も、復興の本が多く出版されていると思うが、県立図書館でもその収集、またそれを使っている学校サポートセットもなかなか伸び悩んでいるという話もあったので、学校サポートセットの方にもそちらを使っていくといった考えはあるのか、どのようにお考えか、伺いたい。

資料情報部長 アンケート調査結果では、調べ物の資料（レファレンスブック）や辞典類、図鑑類への期待が大きかった。「調査研究に役立てるもの」（市町村図書館との棲み分けを明確にしたもの）が求められている。震災復興ライブラリーの資料については、調べ方を案内したパスファインダー「本の森へのみちしるべ」や、福島を知る、考えるためのブックリストなども子どもたちを対象に作っている。学校図書館サポートセットは、要望に合わせてセットを組んで貸出しをしているので、震災関連のもので要望があれば、セットを組んで貸し出せるようにしている。そのような準備をしておくことも大切だと思われるため、貴重な御意見として承る。

高橋明子委員 今、学校サポートセットの話が出たので、関連することだが、今年、小学校の教科書の採択が今日あたりで決着がつく。来年度からの新しい教科書を選定しているが、国語の教科書だけでなく他の教科書も、二次元コードがかなり教科書に添付されていて、子どもたちが自分でその二次元コードを見てそこから次のステップの学習に入っていくという形になっているようなところも多い。国語の教科書で二次元コードがどうやって使われているかというと、例えば宮沢賢治の小学校の教科書に出ているところについている二次元コードを見ると、宮沢賢治の他の作品とか伝記といった本の紹介、教科書そのものの巻末にいろいろな本の紹介が、ブックリストのように沢山出ている教科書もあり、学校だけで学ぶのではなく、個人の要求に応じてどんどん本を取り入れていくようになっていると感じる。できれば先ほどの学校の支援セットも、学校の要望に応じてというのもあるかも知れないが、例えば、何々図書の小学校の4年生向けの本で、推奨している本はこれで

すセットのようなものが県内で回ると、タイミングが合えば、子どもたちも手に取りやすいのかと強く思うがいかがか。

資料情報部長 貴重な御意見に感謝申し上げる。教科書に参考として出てくる本は、おそらく多くの図書館で、今日も委員として御出席いただいている新地町の図書館でも、学校図書館や児童のために、そのような資料を用意していると思う。ただ、県内では図書館未設置町村も多いので、そのようなところにはとても有効なセットだと思うので、参考にさせていただきたい。

岩本委員 二つ質問がある。

まず、資料2の9ページにある、あづま号の車両更新について。あづま号と電子書籍は実は少し関係があるのではないかと思いながら聞いていた。本年5月11日の朝日新聞によると、県内の28自治体で書店がない比率は48%、これは全国ワースト4位ということだが、図書館未設置の自治体もあるし、書店がない自治体も多いという状況においては、あづま号の存在、そして電子書籍導入というのは非常に大きな意義を持つと思っている。利用者としては、車両更新を含めて取組の維持充実に御尽力をお願いしたい。

次に、資料2の4ページ、障がい者サービスを受けるための登録が伸び悩んでいるということについて。こちらは、読書バリアフリー法が施行されていて、それに基づいて国は基本計画を定めているかと思う。これは県立図書館というよりは、福島県あるいは福島県教育委員会へのお願いになるかも知れないが、国的基本計画を勘案した福島県の計画、こちらは法律上は努力義務だと思うが、そういった法律に裏づけられる取組の根拠を用意しても良い時期かと考えている。

副館長 まず、あづま号については、都道府県でこのような移動図書館を運行しているのは、福島県と高知県の全国で2県のみということで、非常に貴重なサービスである。特に、福島県は県土がとても広大で、かつ図書館未設置町村が全国の中でも数多くあるという事情を鑑みると、県立図書館の使命として、存続させたいサービスと考えている。ただ、一方で課題にも書いてあるが、物理的な問題として車両がかなり老朽化してきている。更新するには予算的な課題もあり、今後どうやって続けていくか、また続けていく形もやはり、市町村側の要求・要望も時代とともに変わってくる部分もあるので、やはり時代に合わせた形でよりよい運用方法を研究しながら、引き続き検討を進めてまいりたい。

二つ目、障がい者サービスについては、今1番の課題として認識しているのは、やはりPRが足りていないことである。設備面やソフト面でのサービスは整えてきているが、PRはどうしてもなかなか届かない。本当に、サービスを利用されている方々に対して、我々がやっていることが届かないといった課題を、1番大きな課題として考えており、やはり、サービスの周知・PRを今1番に考えている。今ほど話のあった法律を根拠にという点についても、今後また考えていかなければいけない部分になってくるかと思うので、本庁などといろいろと協議や相談をしながら、また新たな課題としてとらえていきたいと思う。

菅野隆一委員 今ほどもあった、書店がない自治体、あとはもちろん図書館のない自治体、県内に多くあるが、そういったところでも学校や公民館があり、多少なりとも本を置くスペースは確保されていると思う。そういった未設置のところに対して特化した、県立としてのサービスを提供できないかと思う。知の拠点、県立図書館自体が知の拠点となるのももちろんいいが、格差というか県民の、知、学びを得る機会の提供というか、その公平性を保

つためにバランスを図ってもいいと思う。そのことについてどうなのが伺いたい。

あと、県立図書館の蔵書の検索件数が83万件あって、実際に貸出しが17万件くらいで5冊に1冊ぐらい。件数が著者名であったり本の色々な文字や用語だったりするかと思うが、蔵書があっても、読みたい本、手にしたい、手にちょっと触れてみたい本がどれだけあって、それを実際に借りたり閲覧したりしているのか、ニーズと持っているものとのバランス、先ほども、今の子どもたちはどんな本を読みたいかとか今の県民がどんな本に興味を持っているかを、把握されているのか。蔵書検索されたものがどんなものかというデータがいろいろ残ると思うが、その分析はされているのか伺いたい。

資料情報部長 図書館未設置の町村については、移動図書館あづま号での巡回サービスがある。

あづま号の運行は、図書館未設置の町村と被災地に行ってサービスとなっている。

次に、県立図書館の貸出しの利用についてだが、実は、県立図書館は貸出し出来ない資料もたくさんある。事典類・図鑑類など、いつ来ても利用していただけるように、館内閲覧のみとさせていただいている資料を利用される方も多くいらっしゃるので、利用の実態を考えるときに貸出しのみでは、利用が測れないところがある。

また、市町村と県立図書館の棲み分けということで、先ほど話があったが、市町村をバックアップするような資料を、県立図書館では収集・所蔵している。例えば市町村では購入出来ない高額な事典や全集など、そういった資料で、市町村図書館やその先の利用者を支えていると考えている。どのような資料が検索されているかなど、そういったデータ分析までには至っていない。

高橋明子委員 二つあります。

一つは、資料のデジタル化がかなり話題になっているが、資料そのものもそうだが、私は図書館そのものをバーチャルで見られたらいいと思う。本が並んでいるところに来て、手にとって見る魅力というのはあると感じているので、何か本が読みたくて、読みたい本があれば検索もできるが、特にそういうことがなくて、何となく本が読みたい場合は、やはり本と目が合って、手にとってばらばらとやったときに、あ、読んでみようという、その楽しさが、やはり大人も子どもも、感じてもらえたらしいというのが図書館や書店の魅力だと思っている。なので、可能なら、図書館の書架、全部でなくていいのだが、ある程度バーチャルで見ることができるようになったらいいと感じる。

それともう一つは、デジタル化とは少し違うかもしれないが、音声での案内、以前も申し上げたが、オーディオブックのような形で、視覚に障がいがある方はもちろん、高齢者で、ご病気の方とか、諸事情で本を持つことが困難な方とか、目が悪くて字が読めない方には大きな活字本もあるが、活字本は重いので、やはり重くて読めないところがあり、そこでオーディオブックを私は借りたりしているのだが、ちょっとした時間に誰かが読んでくださるというのはとても心地よいので、もしそういった導入もできればいいと思っている。

それともう一つ、おはなしかいやブックトーク、本の紹介のようなものをホームページから動画で配信できれば、例えばおはなしかいで、絵本を読んで聞かせているところをもし配信してもらえるのであれば、来なくても、ちょっとした空き時間に子どもと一緒に見ることが出来ていいと、私自身、遠方にいるので、とても感じているので、もしその余裕と時間とがあれば検討していただきたい。

資料情報部長 沢山の素敵なアイデアに感謝申し上げる。

まず図書館そのものをバーチャルで、というのは、現状では少し難しいと思う。近未来に出来ると素敵だと思う。それから、音声のオーディオブックについては、当館ではオーディオブックではないが、サピエ図書館により視覚に障がいのある方などに音声による録音図書、点字図書などをダウンロードして、利用者に提供できるサービスがあるので、そちらを御利用いただき、音声の資料を提供させていただくことはできる。また、おはなし会やブックトークのネット配信については、著作権の問題がハードルになるとを考えている。

佐藤委員 4ページの、「子どもたちの今と未来のための図書館」というところで、やはり子どもたちへの読書推進はとても大切だと思い、尋ねたい。5ページに、知的好奇心に応えるための読書環境整備ということで、県立図書館なのにテーマを設置したミニ展示を頻繁に行つたとか、あとは子どもの発達段階に合わせた読書活動とか、また、県立図書館独特というか児童図書研究室を持っているので、専門性が求められるところだが、やはり自治体の図書館でも、展示を頻繁にすることによって、ある利用者から「図書館は私があつたらいいなと思うものを展示している。どういう仕組みなんだろう。」と言われたことがある。やはりいろいろなニーズの方がおり、県立図書館なのに多く頻繁に展示しているのは、とても、県民の人たちからも信頼される図書館になっていくと思う。

あとは、この発達段階に合わせた読書活動というのが、無理やり読めない本を読めと言われるよりは、やはりその子どもたちの発達段階に合わせたものを、図書館が提供するのが、保護者も何を読ませたらいいのかわからないときに、とてもサポートになる事業だと思う。また、児童図書研究室でも、最近の児童書は、社会問題というか、物の見方やモラル、心理的な、哲学的な絵本も多く出版されていて、今まで王道だった魅力的な世界観の物語や、調べ学習だけではなくて、多彩な、大きな広いテーマを持った児童書が多く出版されて来ているように感じる。なので、時代のニーズに対応した研究室として、県立の児童担当の方には、先ほど課題にもあったように、職員のスキルアップなどもあったので、研修の機会を与えていただいたり資料の充実を図つていただいたりして、県立の児童図書研究室が自治体の図書館をリードしていくような、立場であつていただきたいと思う。今後も進めてほしいと思うが、このミニ展示や子どもの発達段階に合わせた読書活動をして、皆さんの反応はどうだったのか伺いたい。

田中主任司書 今年度に入り、ちいさなおはなしかい、おはなしかいを何度か開催している。ちいさなおはなしかいでは読み聞かせの他にわらべ歌なども歌って、会によって子どもたちの反応は様々ではあるが、いずれの会でも、おおむね楽しんで、素直な、楽しい反応をしてもらっていると思う。この本は反応が良かった、悪かった、といった記録もとっているので、将来的には、その経験値を県内の図書館、公民館の方々に還元していかなければいいと考えている。

井實議長 アクションプランについてのご意見・御質問についてはこれで終了ということにさせていただきたい。

(5) その他

井實議長 次にその他として、委員から何かあるか。

他にないようなので、事務局からは何かあるか。

副館長 事務局からは特にない。

井實議長 それでは以上をもって本日の議事を終了する。皆様の御協力により本日の議事全てが終了したので、議長の任を解かせていただく。感謝申し上げる。

4 閉会

議事録署名人 三瓶子香子 

議事録署名人 佐藤美代子 